

元高土政第1326号
令和2年3月12日

各土木事務所長
土木部各課長

土木部長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた建設工事等の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた建設工事等の一時中止措置等について」（令和2年2月28日付け元高土政第1234号土木部長通知。以下「土木部長通知」という。）に基づき、建設工事等（調査、設計及び測量等の業務を含む。）の一時中止措置など適切な対応をお願いしているところですが、令和2年3月10日に開催された国の新型コロナウイルス感染対策本部において、内閣総理大臣より、今後概ね10日間程度のイベント開催の自粛要請継続の方針が示されたところです。

このことを踏まえ、既に一時中止措置を実施している建設工事等について、下記のとおり中止期間の延長等の取扱いを定めたので、適切な対応をお願いします。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者の感染拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、一時中止措置を実施している受注者に対して一時中止の期間を最長で令和2年3月19日まで延長できる旨を伝え、意向を確認してください。その際、下請企業等の経営状況を踏まえた上での意向を確認してください。

その上で、受注者からその申出がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、建設工事等の一時中止の期間の変更を行ってください。

また、一時中止の延長を行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額（業務委託料）等の変更又は工期（履行期間）の延長を行うなど、適切に対応してください。一時中止の期間は、最長で令和2年3月19日までとします。

また、土木部長通知に基づく一時中止措置等を実施していない受注者について、今後受注者が自ら建設工事等の一時中止等の意向を申し出る場合は、受注者の責に帰すことができないものとして一時中止措置等を実施することは差し支えありません。この場合における一時中止の期間は最長で令和2年3月19日までの期間とします。

なお、令和2年3月19日までの期間であれば、受注者の意向に応じて、いつでも建設工事等を再開することができることとしますが、再開に当たっては、適切な感染拡大防止対策を徹底してください。

- 2 建設工事等の従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、1に準じて対応するものとし、この場合における一時中止の期間については、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定してください。
- 3 1の措置に伴い、工期（履行期間）が年度を越えるものについては、繰越等の手続きが必要となることから、土木政策課（総務・経理担当）と協議のうえ、対応してください。

(問い合わせ先)
土木政策課 契約担当
TEL : 088-823-9813